

平成 30 年度岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載に関する一般競争入札公告

平成 30 年度岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載に係る契約について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

平成 30 年 2 月 9 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 入札案件の名称及び数量

平成 30 年度岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

(4) 広告掲載期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

(5) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県公式ホームページへのバナー広告掲載業務において本件入札日（平成 30 年 3 月 2 日）から起算して過去 3 年以内に地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県広報課 メディア係
電話 058-272-1111 (内線 2075)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成30年2月9日(金)から平成30年2月20日(火)までの県の機関の休日を除く
毎日午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

当該入札説明書は、上記交付期間において、岐阜県公式ホームページ(県政情報>入札・
公売>一般競争入札公告(建設工事以外)>その他)からもダウンロードできる。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、下記期限までに、別に定める
競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認
を受けなければならない。

イ 提出期限

平成30年2月22日(木)午後5時(必着)

提出期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がな
いと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成30年2月26日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月2日(金)午前11時

イ 場所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁4階 秘書政策会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、
入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」
という。)の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契
約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た額以上で最高の入札書記載金額をもって入札した者とする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

また、落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

カ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 入札等に関する質疑がある場合には、平成 30 年 2 月 20 日（火）午後 5 時までに、書面により行うこと。

(8) 詳細は、入札説明書による。